

別紙

鳥取県立鳥取高等学校等が、いづかの年度の個人期間が経了したため、新たにパソコンなどの機器を搬送し、使用している既存の機器に置き換えを決定することとした。機器搬送等を行う必要が生ずる場合は、全て発注者の負担となる。

上記のハードウェア及びソフトウェアの搬送については参考数量以上のものと、細部の異なる仕様で所務する場合は、事前にカタログ等により説明の上、発注者の承認を得ること。また、納品する製品は全新品(未使用)とし、中古品(再利用)は認めない。

個人期間は、令和5年7月1日から令和10年6月30日までとする。

納入期間は、令和5年6月30日とする。

契約期間は、契約締結日から令和10年7月31日までとする。

本仕様書に定められた内容に抵触が生じたり、現場の納入又は取合い等の関係で、本仕様書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、発注者と協議すること。

施工に当たり施設の場合、作業時外での土地の汚染防止、道路の整備など第三者に与えた損害に対する賠償は発注者の負担とする。

本仕様書に定められた内容が仕様と異なる場合は、発注者の取組、経理等に関する事項は発注者の責任とする。

機器搬入後1週間以内、設定等に関するドキュメントを巻類と電子データで納品すること。

引当金として、直近が搬入された場合、発注者は機器の搬入・検点指示書などの提出。発注者の責任は、本機の稼働稼業日から12ヶ月以内に請求が認められる場合に限る。

搬入後は、発注者の業務に従って、搬入法を指導すること。

発注者は、機器の納入後、発注者に対して機器及びソフトウェアの操作説明書及びパソコン画面設定時の操作手順書について、1課ごとに1課ごとに請求を明確にする。

作業日時の調整、各種設定及び機器の配置(ネットワーク)については、発注者の担当者より十分協議のうえ実施すること。

搬入後、発注者は、搬入・設置・設定(ソフトウェアを含む)・ソフトウェアのインストール作業を行うこと。なお、これに係る経費は本仕様書に含むものとする。

設置に必要なケーブル・ケーブル接続機器等は発注者が用意すること。

発注者で提供しているソフトウェアは、発注者がハードウェアにインストールする。また、LANによる接続とすると、契約期間に必要な更新費用および経費は本仕様書に含むものとする。

全ソフトウェアについて、納入時点での最新バージョンを導入し、最新のバージョンと異なる場合は更新すること。

OSのBIOSや周辺機器のファームウェアは最新のものにバージョンアップすること。

教師機、生徒機はOSをWindows 10 Pro for WorkstationsにWindows 11 Educationに更新すること。

生徒機に使用しているWindowsやアプリケーションには、最新のものにバージョンアップし、使用ソフトウェア用媒体を用意し納入するものとする。

クライアント機に係るOS、オフィスソフト及びVOCALについては、発注者が別途契約しているマクロソフト社の契約プログラム

Enrollment for Education Solutions(EES)、Microsoft 365 Educationが利用契約として導入すること。

なお、サーバ機に係るについてはEES契約対象外のため、別途通知すること。

また、インストールに必要なメディアやライセンキーは発注者が提供する。

ウールズ対策ソフトについては、本校所有のソフトウェアを各コンピュータにインストールすること。なお、これに係る経費は本仕様書に含むものとする。

LEGO EV3 Classroom 21ライセンストLEGO 教育用ロボットEV3ソフトウェア 21ライセンストについては、本校所有のソフトウェアを各コンピュータにインストールすること。なお、これに係る経費は本仕様書に含むものとする。

アドビシステムズ社(Adobe Creative Cloud Enterprise)21ライセンストについては、鳥取県教育委員会所有のソフトウェアを各コンピュータにインストールすること。なお、これに係る経費は本仕様書に含むものとする。

Autodesk 教育機関向け無償教育プログラム 21ライセンストについては、本校所有のソフトウェアを各コンピュータにインストールすること。また、AutoCAD、AutoCAD Mechanical、Inventor Professionalについてはメーカー派遣の技術者により講習会を各2日間開催すること。なお、これに係る経費は本仕様書に含むものとする。

Photoshop 10 Lite(シリアル/アドビシステム)とeWatchServer(授業支援システム)については、サーバー一括管理による。調整及びサポート確認を含め発注者はメーカー派遣の技術者により作業実施すること。なお、これに係る経費は本仕様書に含むものとする。

最新版のReal Player、Quicktime Player、Virtual Box、Google Chrome、Blender、Jrnl、VLC Media Player、Scratch、Adobe Acrobat readerをインストールすること。なお、これに係る経費は本仕様書に含むものとする。

詳細については、受注者決定後、指示する。

教師機はマルチディスプレイ対応とし、1画面のみを中間ディスプレイへ配信できるように記載する。

デジタル教材や画像転送システムは、調整及び動作確認を含め作業はメーカー派遣の技術者により作業実施すること。なお、これに係る経費は本仕様書に含むものとする。

本校所有のサーバ・バックアップ、データ管理用装置(ソフトウェア)1台の設置及びバックアップ画像保存システムは、発注者が別途決定すること。

LANはUPS無停電装置(ソフトウェア)を備え、電源の断絶時には自動的にシャットダウンすること。UPSが対応したソフトウェア等が別途必要な場合は納入すること。

サーバ用コンピュータのインターネットには、インターネット接続線と専用のスイッチングハブを用いて接続すること。このスイッチングハブの電源は専用にて設置し、スイッチングハブの電源を教卓より取り回すこととする。(インターネット接続の可否を判断するため)また、電源スイッチの制御を行うことが装置LANの通信等に影響を及ぼすのではない。

校内の生体ネットワークと教室内のネットワークはサーバーを併用してなるセグメントとする。教室内の端末より、上のセグメントにあるネットワーク共有にアクセスできること。

設置時に必要な電源工事でネットワーク工事を実施すること。これにかかると経費は本仕様書に含むものとする。

保守について

保守の対象は、上記の保守対象欄に〇印が付された物品とする。

保守期間は、個人期間とする。

障害が発生した場合は、発注者と連携して速やかに復旧の措置をとること。

障害発生時は、学校校日以外の日における午前8時30分から午後5時までは対応する。

学校の校日外(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日および1月1日から同月3日および12月29日から同月31日まで

保守サービス方法は、必要に応じて機器の設置場所へ技術員を派遣すること。故障確認は発注者の指定する場所へ回収に行くこと。

修理費は発注者の指定する場所へ引き渡すこと。障害発生時は機器交換を機電学舎の設備管理を怠ることを要する。

修理後は発注者の指定する場所へ引き渡すこと。

保守内容はパソコン(基地修理、初期化)とすること。止むを得ない場合には故障発生時の持ち帰り修理も可とする。パソコンメーカーが提供する保守サービスを実施すること。また、パソコンメーカーが発行する契約番号を学校へ提示すること。

故障発生により、ハードディスクの現行化、ソフトウェアのインストール等を行なった場合は、導入当初の内容(全ソフトのインストール、設定)に復元すること。導入時同等品のファームウェアが機能向上した場合は無償で提供すること。可能な限りユーザーデータは管理すること。

全年度発注者の個人期間については運動設備整備を記入すること。

保守対象は、管理費等、故障連絡受付期間を増加した保守管理シールを貼付すること。詳細な記載内容については、受注者決定後、発注者が指示する。

保守中には、児童交換機品の交換等に係る一時的な費用を要すること。

端末が必ず必要と認められ、保守終了後導入機器は元のデータの移行と設定を行うこと。これにかかると経費は本仕様書に含むものとする。

個人期間満了後の撤去(1か月の経費は本仕様書に含むものとする)。

個人期間満了後の撤去は、別添1鳥取県立鳥取高等学校発注者用期間に関するリース契約終了後のデータ消去の取組について1)に沿って、契約期間内にデータを完全に消去すること。

本仕様書で定める機器を設置する際、既存機器を廃棄し、発注者の指示する場所により廃棄すること。また、既存機器の取外しから引当金に係る経費は本仕様書に含むものとする。